

令和7年度第1回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会 会議録

議題	<p>1 議題</p> <p>(1) 会長・職務代理者の選出について</p> <p>(2) 令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率(案)について(諮問)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について</p> <p>3 その他</p>
日時	<p>令和7年6月17日(火)</p> <p>午後1時30分から午後2時15分</p>
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>被保険者代表</p> <p>鈴木友美委員、坂蒔昇委員、青木香代委員、寺田貴久子委員</p> <p>保険医又は保険薬剤師代表</p> <p>高山慶一郎委員、橋本瑞基委員、遠藤雄一郎委員、関義弘委員</p> <p>公益代表</p> <p>吉田和浩会長、藤浪潔職務代理者、和賀始委員、高橋美代子委員</p> <p>事務局</p> <p>谷久保福祉部長、前田保険年金課長</p> <p>給付担当 瀬沼課長補佐、梅原課長補佐、目瀬課長補佐、菊地副主査、入澤主事</p> <p>保険料担当 工藤主幹、伊藤課長補佐</p> <p>徴収担当 山口課長補佐</p>
欠席者氏名	被用者保険等保険者代表 近藤啓子委員
会議資料	<p>議題(2)資料1</p> <p>令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険料率(案)について</p> <p>議題(2)資料2</p> <p>令和7年度想定保険料率と所得別保険料試算について</p>

	議題（２）参考資料１ 神奈川県内各市の料（税）率の推移 議題（２）参考資料２ 被保険者数及び世帯数の推移について 報告事項（１）資料 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について （国民健康保険料の減免）
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	０名

（会議の概要）

○事務局

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
 ただ今より、令和７年度第１回茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
 会議に入ります前に、市長より委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。
 なお、本日近藤委員は都合により欠席いたしますことをご報告いたします。
 お名前をお呼びいたしますので、その場で、お受け取りくださいますようお願いいたします。

—市長より１名ずつ委嘱状を渡す—

○事務局

続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

○市長

本日は、お忙しい中また暑い中ご参加いただきまして、ありがとうございます。
 ただいま、皆様に委嘱をさせていただきました。
 高齢化が進む中で、団塊の世代の方が７５歳を超えました。茅ヶ崎市も、６５歳以上の方が６万６０００人を超えまして、４人に一人が高齢者ということになりました。
 茅ヶ崎市もほかと変わらず、高齢化がこれから進んで、医療費負担がかかってくることは、目に見えておりますので、そういったところも、ぜひ皆さんにご議論いただき、茅ヶ崎市の国民健康保険制度をいろいろな広域的な立場から委員の皆様の様々な見識、経験を踏まえて、屈託のないご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

佐藤市長は、他に所用がございますので、ここで、退席させていただきます。

－市長退席－

○事務局

本日は、委員改選後、初めての協議会となりますので、委員の皆様より自己紹介をお願いします。それではお手元の名簿順に鈴木委員より、一言ずつお願いします。

－委員名簿順に自己紹介－

○事務局

ありがとうございました。

次に、事務局の職員を紹介いたします。

－事務局職員の紹介－

まず本日は傍聴希望者はおりませんことをここでご報告させていただきます。

議題に入ります前に、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、茅ヶ崎市の国民健康保険の概要について少し説明をさせていただきます。

国民健康保険は住所地を基本とし、他の被用者保険に加入していない方が対象となる健康保険制度です。

本市の国民健康保険事業の状況ですが、加入者は令和7年4月1日時点で約4万2千人、世帯数は約2万9千世帯、市の全世帯数における加入割合は3割弱です。被保険者数、世帯数共に、後期高齢者医療制度への移行者、社会保険の適用拡大に伴う社会保険加入者増加の影響により減少傾向が続いています。

国民健康保険の事業としましては、主に医療費の給付、保険料の徴収、保健事業の3つが挙げられます。

給付の種類は大きく分けて、病気やケガをしたとき給付される「療養の給付」、出産したときに支給される「出産育児一時金」、死亡したときに支給される「葬祭費」、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の入院や転院が必要と認めた場合に支給される「移送費」などがあります。

保険料の徴収額は年間約50億円です。

保健事業としては、医療費適正化の取り組みとして、特定健康診査事業を実施していません。

詳しくは後ほどこちらの冊子「健康いちばん国民健康保険」をご覧ください。

本市の国民健康保険の事業規模は、全体で約225億円、歳出の内訳としては保険給付に係る費用に約154億円、神奈川県に対し納付する金額が約65億円、その他は事業費や人件費となっています。

事務運営体制は3担当制で令和7年6月1日現在、給付担当11名、保険料担当12名、徴収担当4名の計27名です。

国民健康保険の概要は以上です。

本日お集りいただいているこの運営協議会は、年3回を開催予定としており、国民健康保険の運営について必要な事項を協議する場として法により定められ、設置されています。

運営協議会では、主な議題の他、報告事項として、特定健康診査事業の進捗状況や制度改正の状況、本市独自の取り組み事項などにもご意見をいただいています。

皆様には3年間、本協議会の場で忌憚のないご意見をいただけるようお願い申し上げ、私からの説明を終わらせていただきます。

－資料の確認－

○事務局

それでは、会議に入らせていただきます。

茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、「協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とされており、本日の会議につきまして、出席委員は12名で、過半数の出席ですので、会議が成立することをご報告いたします。

なお、会長及び職務代理者が選出されるまでの間、座長を事務局の谷久保福祉部長が務めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

－異議なし－

○事務局

それでは、谷久保福祉部長、お願いいたします。

○座長

ご了承いただきましたので、会長及び職務代理者が選出されるまでの間、議事の進行を

務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第をご覧ください。次第の1、議題（1）会長の選出につきまして、国民健康保険法施行令第5条第1項におきまして、「公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」ことになっております。なお、欠席されております委員の方からは、協議会宛てに委任状が提出されております。

選出につきまして、いかがでしょうか。ご意見はございますか。

－意見なし－

○座長

特にご意見がないということであれば、事務局に一任したいと思いますが、よろしいでしょうか。

－異議なし－

○座長

異議なしということですので、事務局から案があればお願いいたします。

○事務局

会長には、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所長の吉田委員を、また職務代理者には茅ヶ崎市立病院 病院長の藤浪委員にお願いしたいと考えております。以上事務局より提案させていただきます。

○座長

ただいまの事務局案についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

－異議なし－

○座長

異議なしとのことですので、会長には吉田委員、職務代理者には藤浪委員とすることで決定いたします。

それでは、吉田会長、藤浪副会長よりご挨拶をお願いいたします。

○吉田会長

ただいま、委員の皆様のご承認によりまして会長に選任されました、吉田でございます。皆様方のご協力により、国民健康保険の円滑な運営に努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤浪副会長

委員の皆様方よりご承認をいただき、職務代理者に選任されました藤浪でございます。よろしくお願いいたします。

○座長

会長及び職務代理者が決定いたしましたので、茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定により、次の議題からは吉田会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。次第の1、議題（2）令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）の諮問について、事務局よりお願いします。

○事務局

本日の議題（2）にあります令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について、諮問書を市長に代わり部長より会長へ提出させていただきます。

○谷久保福祉部長

茅ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長様

令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について諮問

令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率について、別紙の料率案のとおり諮問いたします。

—谷久保福祉部長より会長へ諮問書を提出—

○議長

それでは、ただいま諮問のありました令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について、事務局より詳細の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは事務局より、議題（2）令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）につ

いて御説明させていただきます。

事前にお配りさせていただいております、議題（２）資料１を御覧ください。

国民健康保険料の決め方としまして、国民健康保険料は、①医療給付費分、国民健康保険加入者の医療費の財源となる保険料。②後期高齢者支援金分、75歳以上の方が加入される後期高齢者医療制度を支援することを目的とした保険料。③介護納付金分、40歳から64歳までの方が対象となり、賦課される介護保険の保険料を合算したものであります。これらの保険料は、資料右上にあります、世帯の加入者の所得に応じて計算された所得割、世帯の加入者数に応じて計算された均等割、1世帯あたりにつき計算された平等割によって構成されております。なお、円グラフにありますとおり、医療費から被保険者が病院などで支払う一部負担金、国や地方自治体からの補助金などを差し引いた分を、保険料で負担する仕組みとなっております。

それでは、続きまして、2 令和7年度の保険料率（案）を御覧ください。

令和7年度の保険料率（案）につきましては、令和7年度の国民健康保険事業に要する経費の見込額、国庫支出金等の収入見込額、被保険者数、世帯数、所得状況等をもとに、次のとおり令和7年度保険料率の算定をおこないました。なお、詳細につきましては、こちら事前にお配りさせていただいております、議題（２）資料２を御覧ください。

令和7年度保険料率（案）につきましては、令和7年度保険料率（案）と対前年度令和6年度との増減について記載しております。

医療給付費分につきましては、所得割6.66%、均等割2,432円、平等割27,755円、後期高齢者支援金等分につきましては、所得割2.77%、均等割9,231円、平等割11,421円、介護納付金分につきましては、所得割2.62%、均等割9,485円、平等割8,789円となっており、前年度より、所得割は0.30%の減少、均等割は548円、平等割は365円の増加となった算定結果であります。

以上の算定結果となった理由としまして、被保険者の総所得金額が増加しており、それに伴い保険料納付額が増額するため世帯ごとの保険料率を低減させることが出来ました。反面、社会保険加入者が増加したため、相対的に国民健康保険加入者が減少傾向にあるため、均等割及び平等割は微増しました。

なお、被保険者の負担をなるべく少なくするため、国民健康保険運営基金8,000万円を財源として活用し、保険料率の上昇を抑制したいと考えております。

続きまして、2. 令和7年度想定保険料率における所得別保険料試算を御覧ください。

令和7年度想定保険料率における所得別保険料試算につきましては、モデルケースとして、介護納付金ありの40歳以上夫婦と子供二人の4人世帯の給与収入額ごとの7年度保険料額と6年度保険料額の試算を比較したものであります。表にありますとおり、前年の総所得金額が一定基準以下の世帯については、所得額に応じて、保険料の均等割及び平等

割が、7割、5割、2割軽減されます。

なお、軽減された保険料につきましては、毎年総務省から出されます、国民健康保険繰出し基準に基づき、国・県・一般会計より全額補てんされております。

以上が、議題（2）資料1・資料2の説明となります。

次に、こちらも事前にお配りさせていただいております、参考資料について御説明をさせていただきます。

参考資料1につきましては、県内19市の令和5年度からの医療分・後期分・介護分の料（税）率です。なお、令和7年度の料率が現時点で公表されていない団体につきましては、昨年度の保険料率を記載し、網掛けの表記としております。本市の保険料につきましては、高い方から17番目程度の順位が予想されるところでございます。

続きまして、参考資料2につきましては、被保険者数及び世帯数の推移についてとして、平成27年から令和7年までの10年間の被保険者数・世帯数の推移でございます。

被保険者については、10年間で約19,697人、世帯では約7,436世帯の減少となっております。理由として、団塊の世代の75歳到達による後期高齢者制度への移行及び、社会保険への加入条件の適用拡大に伴う、社会保険への移行者の増加によるものでございます。

なお、先ほど会長へ提出させていただきました、諮問書の写し及び資料を、本日机上に配布させていただきましたので、後ほどご覧ください。

以上で、議案（2）令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）につきまして、説明を終了させていただきます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

以上の説明に対しまして、ご質問、ご意見はございますか。

○鈴木委員

2点お伺いします。まず1点目、議題（2）参考資料1について、市町村の名称の次に料税採用別とありますが、保険料と保険税は、あまり大差はないと認識していますが、どちらを採用するかは市の裁量ということでしょうか。

次に2点目、保険料の法的根拠というのは、国民健康保険法と地方自治法で、保険税は地方税法を根拠としていると認識していますが、地方税を根拠とする保険税を採用する方が、賦課権限や徴収権限、還付請求権などの期間が長く、行政側にとっては有利でないかと思っているのですが、茅ヶ崎市が保険料を採用している理由を教えてくださいたいと思

います。

○事務局

ご指摘の通り、保険料と保険税というのは、自治体によってどちらを選ぶかという裁量権が事実上ございます。

また保険料と保険税を比較した場合、例えば徴収権が保険税であれば5年、保険料であれば2年と、自治体に関する裁量権が多いというところは確かにご指摘の通りかと思いません。

茅ヶ崎市としては、最初に保険料ということを選択して2年間の自治体の裁量権という形でやらせていただいている、これを納付率や自治体の裁量権ということで、途中で保険税に変更するというを今まで選択してこなかったというのが歴史上の流れであります。2年から5年になることで徴収の裁量権等がありますが、現状茅ヶ崎市の保険料の運営そのものが大きく支障をきたしている状況ではないので、保険料の範囲の中で十分に運営させていただいているという認識を持ってございます。

○議長

鈴木委員、よろしいでしょうか。他にご質問はございますでしょうか。

○和賀委員

議題（2）参考資料2の被保険者推移のグラフについて、被保険者は10年かけて減っていますが、茅ヶ崎市の人口は微増している中で、構成として今どの位置にあるのか教えていただきたいと思えます。

○事務局

茅ヶ崎市の人口というのは全国的な流れと反して、人口が微増している状況がずっと続いておりました。

ただ反面、茅ヶ崎市の特性上、サラリーマンが多く、所得構成で考えると、8割以上が給与所得者による構成とされております。

給与所得者が多いということは、先ほどもご説明をさせていただきましたが、社会保険の適用拡大の影響というのが色濃く反映されるような市になります。社会保険の適用拡大は年々国の方も社会保険に加入するということで、令和6年度に従業員101人以上の会社から51人以上と拡大したことで、パートタイムの方の社会保険の加入が増えたということも国民健康保険の加入者数が相対的に少ないことの理由になります。

また先ほど佐藤市長も申しあげました通り、人口が多いと、75歳以上の後期高齢者の

方も相対的に多くなりますので、人口が増えている以上に、社会保険の加入者と75歳以上の後期高齢医療制度加入者の方が多いので、世帯と、加入者数ともに減少しているというのがお答えになるかと思えます。

○和賀委員

その辺りが一目でわかるようなグラフが欲しかったと思えます。

○議長

ご指摘ありがとうございます。他にご質問はございますでしょうか。

○藤浪委員

資料2の方で所得割と均等割と平等割、今年の変化が書いてありますが、均等割と平等割の割合で増やして所得割は所得が増えるだろうということで減らすというような話がありました。これらの増減を決めた根拠を簡単に教えてもらえますか。

○事務局

所得が増えているということで、保険料率が下がったのはまさにご指摘の通りでございます。

均等割と平等割については、加入者数に依存してしまうものなので、昨今賃上げの影響等で、加入者数は減っていたとしても所得が増えているので率は下げることができましたが、この加入者数、加入世帯ともに減少している状況では、微増にとどめることができたが上げざるをえなかったというところが実情でございます。

○議長

藤浪委員、よろしいでしょうか。他にご質問はございますでしょうか。

○和賀委員

資料2ですが、世帯数と被保険者数、世帯数で割ったのは、その世帯当たりの人数と考えていいのでしょうか。

○事務局

今のご質問に対して必ずしも完全一致はしないのですが、国民健康保険は世帯の加入ということになりますので、当然4人家族の1世帯というパターンもあれば1人世帯というものもございますので完全一致はしませんが、傾向としては、ご質問の通りと認識しております。

ます。

○和賀委員

モデルケースでは4人世帯で計算されていますよね。これを計算すると、1.6、一番多くて1.62か、少ないと1だけ下がってきていますが、その辺りの違いは特にないのでしょうか。

○事務局

今少子化の影響や、社会保険の加入者が多いということで4人家族でもお子様だけ社会保険に入っていたり多様化しておりまして、数字で言えば確かに割り算をすると、委員ご指摘の通り4人には満たない形になります。

今回モデルケースとしてお示しさせていただいたのは、昨年との比較とのわかりやすさもあることながら、国民健康保険の保険料の構成上、どんな年齢でも、1番目と2番目の被保険者の部分と後期高齢者の支援分とがございまして、40歳以上64歳に当たらないと、介護の給付費分というところが該当しません。

すべての人が当たる、すべての人が当たらないと、設定していると保険料がぼやけてしまうものですから、4人家族の中で2人該当して、2人非該当という形のモデルケースにさせていただいた方がわかりやすいかと考えたところもございまして。

○議長

和賀委員、よろしいでしょうか。他にご質問はございますでしょうか。

私の方からお伺いしてもよろしいですか。

議題（2）の資料1の一番下に、国民健康保険運営基金8000万円を財源として活用とありますが、この8000万円にした金額の考え方は何かあるのでしょうか。

○事務局

国民健康保険の運営基金というのは、保険料の急激な上昇を抑えるために、基金として茅ヶ崎市の中で設置しているものになります。

今回もこの基金を入れるパターンと入れないパターンを計算したところ、やはり基金を入れないと、前年度比で上がる部分の方が大きかったということが実情でございまして。

基金を多めに入れば保険料率を下げられるというところも、考えとしてはございまして、やはり参考資料1でもお示しさせていただいた通り、各市で所得が全国的に上がっているからといってすべての自治体で保険料率を下げられているわけではございませぬので、茅ヶ崎市もいつ何時、所得の構成が上がっている状況から外れてしまう場合もありま

すので、やはり来年再来年を見据えて、あまり大きな基金を投入して、来年だけ保険料率を下げて次の年にドンと上がるようなことがないように、緩やかに上げるないしは下げるというところを、目標として持っていたのでこの金額に設定させていただきました。

○議長

ありがとうございます。他にご質問、ご意見がなければ、「令和7年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率（案）について」、原案のとおり、答申することに、ご異議ございませんか。

—異議なし—

○議長

ご異議がないようですので、原案のとおり答申することに決定いたします。

続きまして、次第の2、報告事項（1）「茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、事務局よりお願いいたします。

○事務局

報告事項（1）茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

条例改正の内容につきましては、「国民健康保険料の減免」となります。

報告事項（1）資料をご覧ください。

国民健康保険料の減免に係る条例改正について、ご説明いたします。

本件につきましては、厚生労働省から示された財政支援の基準に基づき、東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を令和6年度に引き続き、令和7年度も減免できるとするのためのものです。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る減免については、令和4年4月に厚労省より通知が発出され、避難指示解除から10年程度で特例減免措置を終了することとなりました。令和5年度以降、対象地域ごとに段階的に見直しが行われ、減免対象世帯は減少していく予定です。

令和6年度は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により被害を受けた者に係る減免については3世帯を減免しました。

説明は、以上となります。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

—特になし—

○議長

他にご質疑、ご意見がなければ、用意された議題は以上です。

その他について何かございますか。

なければ、事務局より今後の予定等ありましたらお願いします。

○事務局

本協議会は年間3回の開催としております。次回の第2回運営協議会ですが、想定されます議題は、「令和6年度国民健康保険事業特別会計決算の概要について」などになるかと思えます。会議日程については8月5日火曜日を提案いたします。詳細につきましては、後日、ご連絡いたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より第2回運営協議会の日程が示されました。次回の運営協議会の日程については、8月5日火曜日でいかがでしょうか。

—異議なし—

○議長

ご異議がないようですので、事務局での調整をお願いいたします。

委員の皆様からは、ほかに何かございませんか。

ほかになければ、これをもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。